

空飛ぶクルマ実装プロジェクト（Ⅰ期）  
公募要領

2025年3月時点版  
東京都

## 目次

1. プロジェクト概要 .....	1
(1) 背景・目的 .....	1
(2) プロジェクトスキーム .....	2
2. プロジェクト内容 .....	3
(1) 事業スコープ.....	3
(2) 事業実施期間.....	5
(3) 事業に対する支援 .....	6
(4) 事業の実施内容詳細 .....	7
(5) 事業推進にあたる留意点.....	10
(6) 役割分担の考え方 .....	14
(7) 安全面での配慮.....	15
3. 応募資格.....	16
4. 応募方法.....	17
(1) 応募意向表明.....	17
(2) 応募受付 .....	17
5. 採択事業者の選定 .....	18
(1) 選定スケジュール（予定） .....	18
(2) 評価基準（案） .....	19
6. 採択後の留意点と契約.....	21
(1) 採択後の留意点 .....	21
(2) 補助金申請について .....	21
(3) 知的所有権の帰属 .....	21
7. 問い合わせ.....	23

## 1. プロジェクト概要

### (1) 背景・目的

「空飛ぶクルマ」は、交通渋滞の回避や迅速な物資輸送など、人やモノの移動革命をもたらし人々のQOLを高めるだけでなく、都市の魅力、ひいてはプレゼンスの向上につながる技術です。

東京都は、これまでに「未来の東京」戦略 version up 2024 の中で、2030年の市街地への実装に向けた「空飛ぶクルマの社会実装ロードマップ」を作成し、「東京ベイ eSG プロジェクト」、「社会実装プロジェクト」等により、技術実装支援や社会受容性向上に向けた取組を推進しております。加えて、都内の離着陸場整備や空飛ぶクルマの活用事例創出に向け、具体的かつ実践的な協議・活動の核となる「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」（以降、「東京都官民協議会」という。）を設立し、空の移動革命の社会実装に向けて取組を加速してきました。

東京都における社会実装の実現に向けては、活用事例の創出のほか、社会受容性や機体と運航、空域交通管理、まちづくりとの整合などの環境整備の課題について、多様なプレイヤーとの連携が必要となります。そのため、東京都官民協議会での議論を踏まえ、東京都は、これまで実施してきた既存プロジェクトの成果を反映しつつ、「社会受容性向上」、「利活用（拠点飛行等）」、「環境整備」の3つを要素としてロードマップを精緻化し、新たに「空飛ぶクルマ実装プロジェクト」を実施することといたしました。

本プロジェクトにおいては、東京都における2030年の市街地への展開に向け、精緻化を図ったロードマップに基づき、東京都と事業者等が双方のリソースを生かしつつ連携することで、空飛ぶクルマの社会実装に向けた課題の解決・取組の推進を目指します。

〔ロードマップの精緻化〕

<ロードマップ>		～2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～		
<b>社会実装ステップ</b>		技術実装支援 ビジネスモデル実証		プレ社会実装※1			一部市街地での実装 (商用運航の開始)		市街地への展開 (商用運航の広がり)		
<b>プロジェクト</b>		東京ベイeSG 先行プロジェクト 社会実装プロジェクト		空飛ぶクルマ実装プロジェクト							
				I 期 (官民共同事業) <事業評価>			II 期 (都支援)				
社会受容性向上	ソフト			機体の安全性や静粛性、魅力への訴求 地域の理解獲得、認知度向上			受益者の増加、社会課題の解決等を通じた受容性向上				
	ハード			飛行見学等			拠点間運航における飛行体験等				
利活用 (拠点飛行等)	遊覧 都内圏 都市圏 空港アクセス 島嶼部等	プロジェクト別に検証・実施		飛行可能ルートを選定			拠点間運航 (低高度飛行)				
	その他ルートの環境整備に向けた準備等 (関係者との調整)			飛行可能ルートを選定			拠点間運航 (低高度～高高度飛行)				
	災害時等における利活用の検証						災害時等における利活用				
環境整備	運航			運航管理(管制・気象・通信等)・運航認可 に関する検討・調整			運航拡大に向けた運航管理の高度化				
	離着陸場 (VP) 等	VP課題整理 VP候補地選定		場外離着陸場、既存施設の活用 VP等の支援スキーム検討			支援スキーム構築・運用				
	VP・拠点(格納庫、充電設備含む)の調査・設計・ 整備の検討(法令への対応も含む)			整備・促進			ネットワークの拡充				
開発に合わせたVP設置検討・促進											
国・他自治体等との連携		プロジェクト別に連携		連携に向けた体制準備、方針検討			連携での検証				
							ネットワークの形成				

「空の移動革命実現に向けた東京都官民協議会」での議論も踏まえとりまとめ(今後の社会情勢、環境変化、技術進展等の状況等に応じ、内容を更新)

※1 プレ社会実装：型式証明を取得した機体、航空運送事業許可を取得し、商用運航につながる取組

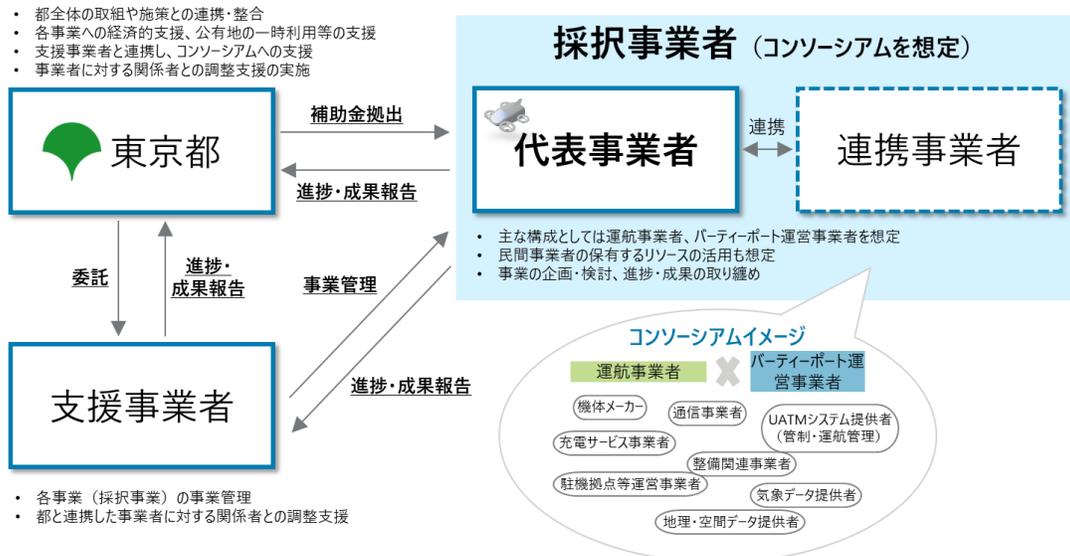
※2 VP(バーティポート)：航空法上の「空港等」にあり、種類としては、「ヘリポート」のうち空飛ぶクルマ専用のものをいう

※3 空飛ぶクルマ：電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすい持続可能な次世代の空の移動手段

(2) プロジェクトスキーム

本プロジェクトにおいて公募により採択された事業者は、支援事業者の支援のもと、東京都における空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組を企画・実施・検証を行います。プロジェクトの事業スキームイメージは以下の通りです。

〔プロジェクトスキームイメージ〕



## 2. プロジェクト内容

### (1) 事業スコープ

東京都における空飛ぶクルマの利活用の創出に向け、遊覧飛行や2地点間移動等の実現を目的とし、以下のプロジェクトの前提、事業エリア、想定ユースケースの運航サービスおよび関連する一切の事業を本プロジェクトのスコープとします（機体運航のみならず、離着陸場整備・運用、社会受容性向上に向けた取組も含めた一連の運航サービスの実現に資する検討・取組を支援する想定）。

〔プロジェクトの前提〕

- ① 空飛ぶクルマの実機の飛行を前提とする事業となります。
- ② 東京都は 2030 年の市街地への展開に向け、複数の主体が実装する姿を想定し、本プロジェクトでは2つの事業エリア、想定ユースケースを設定し、2つのコンソーシアムを公募いたします。
- ③ 応募主体者は 2030 年の市街地への展開に向け、想定する2つのユースケースの実現に向けた提案を行ってください。
- ④ 採択事業者決定後、コンソーシアム同士の連携や関係者調整を図り、2027 年度には想定ユースケースの実装に向けた実施・検証を行います。
- ⑤ 運航関連領域におけるコンソーシアムへの事業参画者は 2027 年度に空飛ぶクルマを用いた商用運航が一定期間（数か月間を想定）に渡り実施可能な者であること【AOC（航空運送事業許可）を取得可能、且つ我が国における TC（型式証明）取得済みの機体（取得見込、取得予定を含む）を確保可能な者であること】。
- ⑥ 離着陸場関連領域におけるコンソーシアムへの事業参画者は商用運航に対応可能な（航空法等の関連規則に準拠した）離着陸場の整備（場外離着陸場を含む）が可能な者であること。

※ただし、⑤・⑥について、予定している機体の開発状況や認証許可の状況等を踏まえ、後述する「有識者レビューによる事業評価」等の場を通して、協議により変更できるものいたします。

〔想定事業エリア・想定ユースケース〕

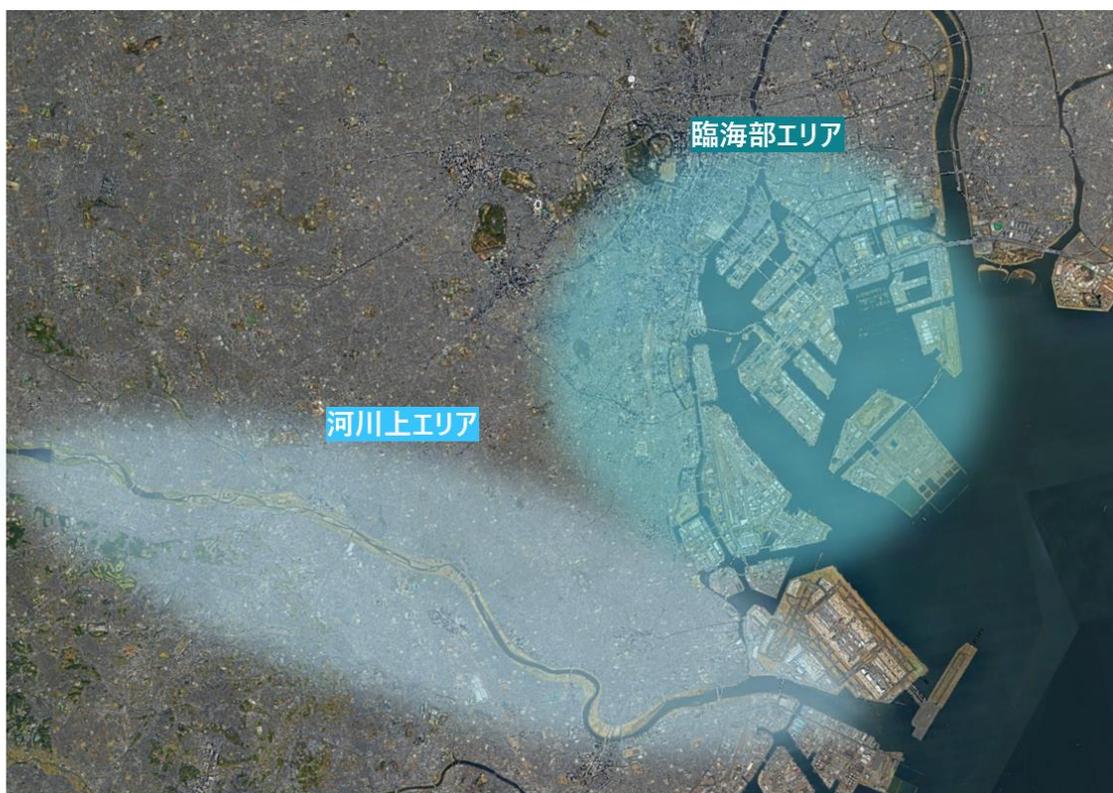
本プロジェクトでは、下記想定事業エリア・想定ユースケースでの運航サービスの実現を目指します。

想定事業エリア：臨海部エリア、河川上エリア

想定ユースケース①：臨海部での遊覧又は2地点間移動

想定ユースケース②：河川上空を活用した空港アクセス

〔想定事業エリア〕



※上記想定事業エリアは公募段階での想定範囲であり、明確な境界等を設けているものではありません。

【留意事項等】

- ・ 機体の保管庫・整備拠点の整備および想定ユースケース①の実施にあたっては、「事業において活用可能な公有地等」（空飛ぶクルマ実装プロジェクト 公募要領（別紙）参照）に示すフィールドを東京都や支援事業者等と調整のうえ、使用することができます\_（原則、無償を想定しておりますが、有償のエリアが含まれる可能性がございます

す。)。この他、事業者の提案を踏まえ、東京都（支援事業者を含む）と事業者とが連携し、関係者（国、自治体、地域等）との調整のうえ、決定いたします。

- ・ 「事業において活用可能な公有地等」に示される制約や公募段階での調整状況を把握のうえ、プロジェクト実施にあたり、東京都や支援事業者等と調整のうえ、各種法令に基づき対応してください。
- ・ 想定ユースケース②の実施にあたっては、東京都が別途調整するフィールドならびに事業者の提案を踏まえ、東京都（支援事業者を含む）と事業者とが連携し、関係者（国、自治体、地域等）との調整のうえ、決定いたします。
- ・ なお、提案にあたっては経済産業省、国土交通省が進める「空の移動革命に向けた官民協議会」の制度設計等の動きを踏まえた内容としてください。

#### **【注意事項】**

「事業において活用可能な公有地等」（空飛ぶクルマ実装プロジェクト 公募要領（別紙）参照）、「東京都が別途調整するフィールド」の状況については、「5.採択事業者の選定（1）選定スケジュール」に記載の応募希望者向けの事前説明会（2025年5月）にてお知らせいたします。

## **(2) 事業実施期間**

3ヵ年（2025年度～2027年度）となります。

応募の際は各年度の目標とともに、プロジェクト全体の最終的な目標を明示してください。

なお、各年度の3月上旬までに年度ごとの実績報告書を提出いただきます。

プロジェクト終了後は、原則として、設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

ただし、機体開発、法制度の状況を踏まえた東京都が進める実装プロジェクトⅡ期（ロードマップ参照）の検討状況により、撤去・原状回復については最終決定いたします。

〔想定プロジェクトスケジュール（概要）〕



(3) 事業に対する支援

① プロジェクト実施費用

- ・ 事業実施者は、プロジェクトの実施費用として 2025 年度～2027 年度の計 3 か年にわたり補助金の支援を受けられます。2025 年度は東京都より 1 コンソーシアムあたり 80,000 千円を上限として支払われます。また、2026 年度、2027 年度の支援額は、東京都と事業者との協議や事業者からの提案や実施計画等を踏まえ決定するものとし、東京都の各年度歳入歳出予算に基づき、東京都議会で可決された場合において、確定するものとなります。
- ・ プロジェクト実施費用は、空飛ぶクルマ実装プロジェクト（Ⅰ期）補助金要綱に基づき、プロジェクトの成果報告書・経費実績の提出後、東京都から採択事業者（代表事業者）に対して支払われる予定です。
- ・ 応募時に各年度における所要見込費用を明記してください。採択事業者は毎年度 3 月に各年度の所要費用及び成果に関する計画を提出するとともに、当年度が終了するまでに成果報告書・経費実績を提出してください。
- ・ プロジェクト進行の遅延等により、費用の発生時期が遅れ当年度の所要費用が減額となる場合は、東京都と採択事業者の間で変更契約を締結する必要があります。
- ・ 代表事業者（応募主体者）が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施する場合には、連携事業者に対するサービス購入費用や外注費用等の費用を本プロジェクト費用に含めることが可能です。

② その他支援

- ・ プロジェクト実施準備・関係部局や関係省庁等との調整については東京都（支援事業者と連携）にて支援します。
- ・ 2つのコンソーシアムとの連携、工程管理等の事業管理については支援事業者が支援いたします。

**(4) 事業の実施内容詳細**

東京都が各年度において想定する実施内容は以下の通りです。ただし、予定している機体の開発状況や認証許可の状況等を踏まえ、協議により変更できるものといたします。

① 準備・調整・計画・検討（2025年度）

（以降の商用運航を見据えた）2027年度のプレ社会実装に向けた各種準備・調整・計画・検討を行う期間とし、実証計画の策定・ルート検討等の実施を想定しております。なお、各種準備・調整・計画・検討にあたっては、2つのコンソーシアムの当初提案に基づき、東京都、支援事業者とともに相互連携を図り、実証計画を作成いたします。

<領域別主要タスク>

A) 運航関連領域

- ・ 有望運航ルートの調査・検討：  
ユーザーニーズを踏まえた以降の商用運航に際する有望ルートの調査・検討等
- ・ 事業計画の策定：  
将来の社会実装、及び離着陸場領域を含む一連のサービス領域を見据えた運航サービス・ビジネスモデルの具体案に係る検討・計画の策定等
- ・ 実証飛行実施方針の検討・実施計画の策定：  
2026年度に実施する実証飛行に係る（ルート内容や検証項目等の詳細検討を含む）実施内容やスケジュールの策定等

B) 離着陸場関連領域

- ・ 離着陸場候補地の調査：  
（有望ルートの調査・検討と連動した）離着陸場として活用可能性のある土地の洗い出し・評価等
- ・ 候補地における離着陸場設置可能性検討：  
各離着陸場候補地に対する（評価軸（周辺環境の懸念有無、耐久性、アクセス性等）に基づく）離着陸場設置の可能性に関する評価等
- ・ 離着陸場設置・整備計画の策定：  
離着陸場設置箇所に対する（スケジュールを含む）整備計画の策定等

- ・ 実証飛行に係る検証方針の検討・実施計画の策定：  
（運航関連領域の実実施計画と連動した）2026 年度にて実施する実証飛行に係る離着陸場関連における検証方針やスケジュールを含む実施計画の策定等

#### C) 社会受容性領域

- ・ 社会受容性向上施策の検討・実施計画の策定：  
将来の社会実装を見据え、継続的に実施すべき PR 施策の検討、HP の作成や SNS などを活用した広報などの社会受容性向上施策の検討や実施計画の策定等
- ・ 2026 年度実証飛行に際しての社会受容性向上施策の検討：  
実証飛行に向けた個別社会受容性向上施策に関する検討等
- ・ 社会受容性向上施策の実施・展開：  
東京都が行うイベントや他イベント等への参加を含む、実施計画に基づく社会受容性向上施策の実施・展開等

#### ② 実証飛行（2026 年度）

（前年度の実実施計画に基づく）実証飛行の実施、2027 年度に予定しているプレ社会実装の準備・計画を行う期間と想定しております。

##### <領域別主要タスク>

#### A) 運航関連領域

- ・ 実証飛行に係る申請／環境・体制の整備：  
実証飛行の実施に際する機体の飛行に係る各種申請や、関係ステークホルダーの明確化・協議を含む実証実験における環境・体制の整備等
- ・ 実証飛行の実施／運航サービスモデル・ビジネスモデルの検証・見直し：  
実証飛行を実施後、実証結果を踏まえた（前年度検討した）運航サービスモデル・ビジネスモデルの実現性検証・（必要に応じた）見直し等
- ・ プレ社会実装実施方針の検討・実施計画の策定：  
2027 年度にて実施するプレ社会実装に係る離着陸場関連における実施方針やスケジュールを含む実施計画の策定等

#### B) 離着陸場関連領域

- ・ 離着陸場設置・整備に係る申請／設置・整備作業実施：  
実証飛行の実施に向けた離着陸場に係る各種申請や、離着陸場の整備等
- ・ 実証飛行に向けた環境・体制の整備等：  
実証飛行実施に際する関係ステークホルダーの明確化・協議含む実証実験における環境・体制の整備等
- ・ 実証飛行の実施：

実証飛行を実施し、実証結果を踏まえた離着陸場運営事業者の観点での検証等

- ・ プレ社会実装実施方針の検討・実施計画の策定：  
（運航関連領域の実実施計画と連動した）2027年度に実施するプレ社会実装に係る（離着陸場運営事業者の観点での検証項目等の詳細検討を含む）実施内容やスケジュールの策定等
- C) 社会受容性領域
  - ・ 社会受容性向上施策の継続実施・展開：  
東京都が行うイベントや他イベント等への参加を含む、（実施計画に基づく）社会受容性向上施策の継続実施・展開等
  - ・ 社会受容性向上施策の実施結果の検証・見直し：  
これまでに実施した社会受容性向上施策に対する効果検証、結果に基づく改善・（2026年度に実施した実証飛行に係る施策を含む）新規施策の検討等
  - ・ 2027年度プレ社会実装に際しての社会受容性向上施策の検討：  
プレ社会実装に向けた社会受容性向上施策に関する検討等

### ③ プレ社会実装の推進（2027年度）

（実施計画に基づく）プレ社会実装の実施、以降の事業開始・拡大に向けた準備・計画を行う期間と想定しております。

<領域別主要タスク>

#### A) 運航関連領域

- ・ プレ社会実装に向けた申請／環境・体制の整備等：  
プレ社会実装の実施に際する機体の飛行に係る各種申請や、関係ステークホルダーの明確化・協議含む実証実験における環境・体制の整備等
- ・ プレ社会実装の実施／プレ社会実装の結果等も踏まえた運航サービスモデル・ビジネスモデルの検証・見直し：  
プレ社会実装を実施後、実証結果を踏まえた（前年度までに検討した）運航サービスモデル・ビジネスモデルの実現性検証・（必要に応じて）見直し等

#### B) 離着陸場関連領域

- ・ （離着陸場設置・整備作業の継続実施）プレ社会実装に向けた環境・体制の整備等：  
プレ社会実装の実施に向けて（前年度までの作業を継続して）離着陸場の設置・整備作業等および、関係ステークホルダーの明確化・協議含む実証実験における環境・体制の整備等
- ・ プレ社会実装の実施：  
プレ社会実装を実施し、実証結果を踏まえた離着陸場観点での検証等

C) 社会受容性領域

- ・ 社会受容性向上施策の継続実施・展開：  
東京都が行う他イベント等への参加を含む、(2026年度に見直した実施計画に基づく)  
社会受容性向上施策の継続実施・展開等
- ・ 社会受容性向上施策の実施結果の検証・見直し：  
これまでに実施した社会受容性向上施策に対する効果検証、結果に基づく改善・(プレ  
社会実装に係る施策を含む) 新規施策の検討等

D) その他

- ・ 以降の事業開始・拡大に向けた準備・計画の策定等：  
2028年度以降の事業開始・拡大に向けた計画案の策定・提案等

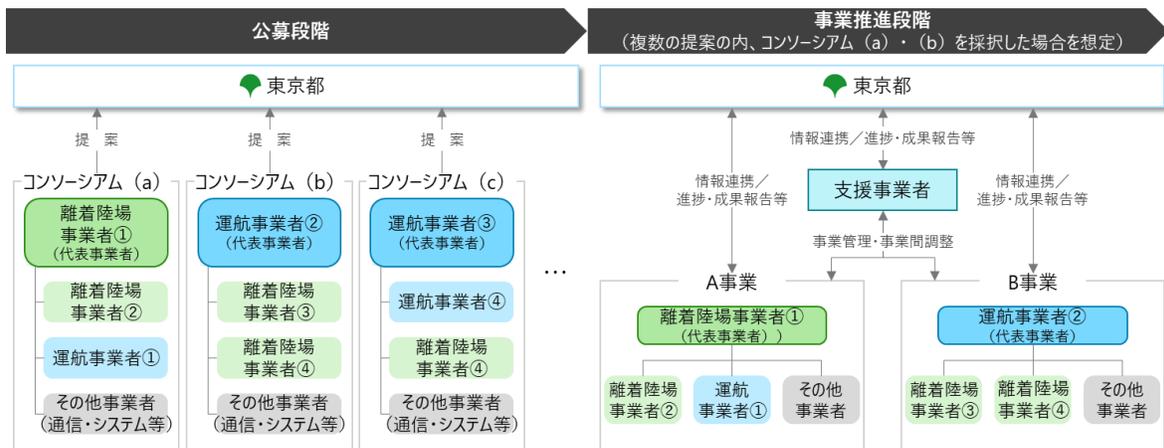
(5) 事業推進にあたる留意点

① 本プロジェクトにおける体制

本プロジェクトの公募・推進にあたり実施体制として以下を想定しております。

- ・ 本プロジェクトにおいては、コンソーシアム等複数事業者による応募を要件とします。
- ・ コンソーシアム等の連名による応募に際しては、コンソーシアム等における代表事業者が補助事業者として採択されます。
- ・ 東京都が想定するユースケースを踏まえ2事業（事業者／コンソーシアム等）の採択を想定しています。ただし、審査結果により事業数は決定いたします。
- ・ 運航、離着陸場整備等を含めコンソーシアムで事業推進可能な体制を組成すること（コンソーシアムの体制としては運航事業者、バーティポート運営事業者が入ることを要件とし、各分野の領域について単独または複数社の連携等の参加は可能とします。その他領域について、複数社の参加を認めます。）。
- ・ 本プロジェクトの公募、並びに事業推進の各段階における、東京都、支援事業者、及び採択事業者間の連携・体制につきましては、下図〔本プロジェクトの体制イメージ〕を参考にしてください。

〔本プロジェクトの体制イメージ〕



【体制イメージの補足事項】

- 本プロジェクトは、東京都並びに支援事業者と連携のうえ、事業を推進いたします。
- 代表事業者を除くコンソーシアムを構成するその他事業者においては複数のコンソーシアムへの参画を可能とします。
- また、当該コンソーシアムにおいては東京都主導のもと推進される本プロジェクト（3か年）における体制とし、以降、東京都にて事業者主導で推進される事業の体制を指定するものではありません。
- なお、コンソーシアムの体制として3か年の事業実施において、都と協議のうえ、構成変更、増減は可能です。

② 代表事業者の役割

本プロジェクトにおける採択事業については、本プロジェクトの目的、及び事業特性等に鑑み、代表事業者を中心としたコンソーシアムによる応募・事業推進とします本プロジェクトにおける、具体的な代表事業者の役割は以下の通りです。

- ・本プロジェクトへの応募・（採択後の）事業推進
- ・東京都及び支援事業者に対する事業進捗・成果報告
- ・東京都が拠出する本プロジェクトに係る補助金の受給

なお、代表事業者は、その役割を踏まえ、採択結果や成果の公表等に際して、東京都HPや其他媒体等へ事業者名を公開することを前提としています（コンソーシアムを構成するその他事業者等の事業者名の公開・非公開は代表事業者の判断に一存します。）。

また、代表事業者については業種等の指定を設けません。一方で、本プロジェクトはバーティポートの整備および空飛ぶクルマ実機(TC取得機)を用いた飛行を行うことを前提としているため、空飛ぶクルマを用いた商用運航が一定期間（数か月間を想定）に渡り実

施可能な事業者【AOC（航空運送事業許可）を取得可能、且つ我が国におけるTC（型式証明）取得済みの機体（取得見込、取得予定を含む）を確保可能な者であること】がコンソーシアムに含まれる必要がある点に留意ください。

### ③ 有識者レビューによる事業評価

事業実施期間中は、次年度以降の事業の継続実施可否や実装プロジェクトⅡ期への移行時期、内容の決定等を目的として、各年度に採択事業者によって成果を報告いただきます。提出された成果報告資料に対し、有識者によって以下の評価観点（案）に基づく事業評価を実施する旨、ご注意ください（事業評価においては検討結果に対する評価に加え、事業計画進捗の確認を行うだけでなく、2025・2026年度における次年度の実証実験実施方針や2027年度における以降の事業展開方針を確認することも含みます。）。実施時期は下記のとおりを想定しております。

<有識者レビューの実施時期（予定）>

2025年度：2026年2月頃

2026年度：2026年10月頃

2027年度：2027年10月頃

なお、以降に示す評価観点については公募時点の東京都による想定であり、支援事業者ならびに採択事業者決定後に再度設定するものとします。

（東京都×有識者レビュー内容（案））

#### （2025年度）準備・調整・計画・検討

- ・ 2025年度の事業評価
  - <事業評価観点>
    - i. 事業計画の策定／運航サービス・ビジネスモデルの検討有無
      - ※運航・離着陸場一連の領域を対象とする
    - ii. 実証飛行の実施計画・検証計画の策定有無
    - iii. 複数の社会受容性向上施策の実施有無
  - ・ 計画進捗確認
  - ・ 実証飛行実施方針の確認 等

#### （2026年度）実証飛行

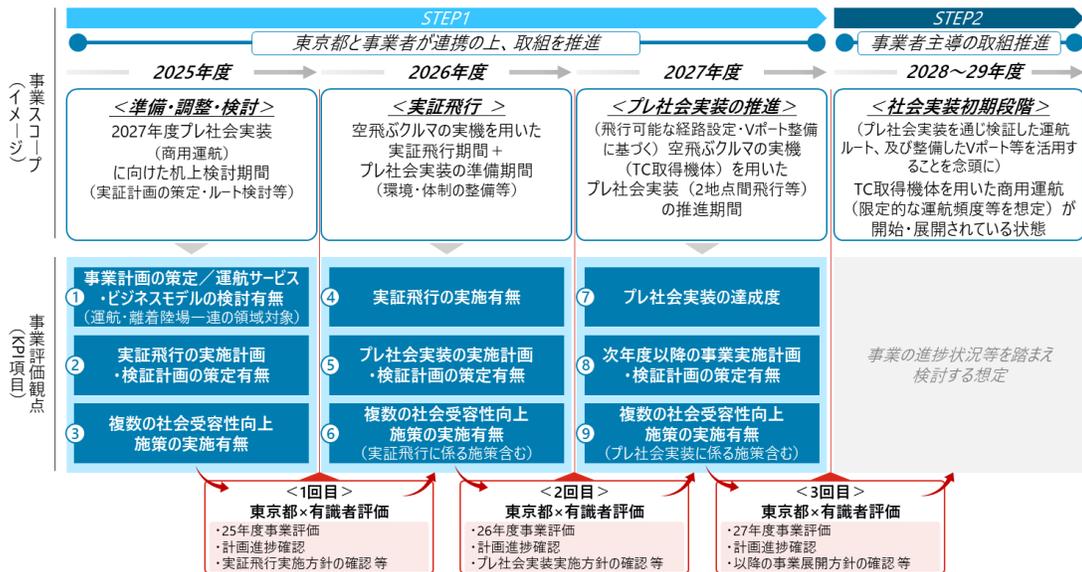
- ・ 2026年度の事業評価
  - <事業評価観点>
    - i. 実証飛行の実施有無

- ii. プレ社会実装の実施計画・検証計画の策定有無
- iii. (実証飛行に係る施策を含む) 複数の社会受容性向上施策の実施有無
- ・ 計画進捗確認
- ・ 実装プロジェクトⅠ期の中間検証、プレ社会実装実施方針の確認 等

(2027年度) プレ社会実装の推進

- ・ 2027年度の事業評価
  - <事業評価観点>
  - i. プレ社会実装の達成度
    - ※具体的な評価の指標(実施期間・飛行回数(サービス提供回数)等)については事業の進捗等も踏まえ設定する予定
  - ii. 次年度以降の事業実施計画・検証計画の策定有無
- ・ (プレ社会実装に係る施策含む) 複数の社会受容性向上施策の実施有無
- ・ 実装プロジェクトⅠ期の検証、今後の事業展開方針の確認 等

[事業評価の方法・観点(案)]



④ 経費により購入する物品・サービス

本プロジェクトにおいて発生する経費の費用項目を明確に管理し、経費により購入した物品・サービスについては本プロジェクト推進上の使用に限定し、本プロジェクト以外において使用しないこと。

(6) 役割分担の考え方

各プレイヤー別の公募プロセス～事業推進における役割は以下の通りです。

段階	東京都	支援事業者	採択事業者
公募 選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募事業者の提案内容に対する評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募受付、応募事業者との各種調整・審査・選定</li> <li>・ 審査員の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募資料の作成</li> </ul>
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都全体の取組や施策との連携・整合</li> <li>・ プロジェクト実施のための各種調整の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト実施に向けた環境整備に係る支援</li> <li>・ プロジェクト実施のための各種調整の支援</li> <li>・ プロジェクト実施準備に関する工程管理</li> <li>・ プロジェクトの目標設定の支援・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト実施のための環境整備</li> <li>・ プロジェクトに必要なプロダクト・サービスの準備</li> <li>・ 安全対策の実施</li> </ul>
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金申請書類に基づく補助金の拠出</li> <li>・ プロジェクト実施のための各種調整の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトの（工程管理等含む）実施支援</li> <li>・ 補助金申請の受付や審査等に係る補助</li> <li>・ 東京都へのプロジェクト進捗の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト実施</li> <li>・ プロジェクト検証に必要なデータ収集</li> <li>・ （PR イベント等含む）社会受容性向上施策への協力</li> </ul>
検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトの成果に対する評価・検証</li> <li>・ 実装プロジェクトⅠ期の評価・検証</li> <li>・ 実装プロジェクトのⅡ期の方針決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト検証結果に関する意見照会</li> <li>・ プロジェクト検証結果の取りまとめ等</li> <li>・ 有識者レビューの企画・運営</li> <li>・ 実装プロジェクトⅡ期に向けた検証</li> <li>・ 東京都へのプロジェクト成果の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクト検証の実施、報告</li> <li>・ プロジェクト検証に係るデータ提供</li> <li>・ プロジェクト検証結果等に関する意見交換</li> </ul>

## (7) 安全面での配慮

使用および設置する機器等は、安全が十分に検証され、保証されたものとするを前提とした上で、プロジェクトで使用するにあたっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守することが必要です。

### ① 公・民有地等の使用に関する安全面での配慮

- ・ プロジェクト開始前に、安全対策について実証実施場所の所管部署（公有地等の場合）、所有者もしくは土地所有者等（民有地の場合）と調整を行い、必要な安全対策を実施すること。
- ・ 公有地等の場合は実証実施場所の所管部署（必要に応じて所管官庁、消防署等と連携）と東京都（もしくは東京都の基礎自治体）における緊急対応計画を参照し、緊急時の対応計画を策定すること（民有地においては土地所有者（必要に応じて自治体、所管官庁、消防署等と連携）と協議の上、同対応計画を策定すること）。
- ・ プロジェクトの実施中に、実証実施場所での立ち会いや関係者からの問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。
- ・ 実証実施場所において安全対策を提示し、常に安全性の向上に努めること（各実証実施場所内における円滑な業務運営に支障をきたす場合には、事業を停止又は中止する可能性があります。）。
- ・ プロジェクト開始後、公有地等の場合、実証実施場所の所管部署（民有地の場合は土地所有者）等から追加の安全対策を求められた場合には、協議の上、必要な対策を実施すること。
- ・ プロジェクトの安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合、もしくは要領に定めのない事項については、公有地等の場合は実証実施場所の所管部署等（民有地の場合は土地所有者）と協議の上、対応すること。
- ・ 現場の事業運営の支障とならないようにすること。

### ② 機体の飛行に関する安全面での配慮

- ・ 実証飛行に際しては、運行可否判断リスト・運航中止手順の作成や、緊急時連絡体制の事前整備等により、リスク事象が起こらないよう予防策を講じること。  
※運航可否判断リスト：機体飛行当日の運航可否判断に必要な天候、気温、風力・風光等の確認項目が網羅的に示されたリスト  
※運航中止手順：天候の急変や操縦士の体調不良等、不足の事態が発生した場合の運航中止手順
- ・ 実証実験の実施に際しては関係者・観覧者に対して、実証実施場所周辺における二重離隔の確保、観覧者区画の設定、監視員におけるヘルメットの着用等の安全策を講じること。

### 3. 応募資格

応募者（代表事業者（応募主体者））は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であることとします。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② プロジェクトの実施能力を有する事業者であること。
- ③ 本プロジェクトで実施するプロジェクトについては、国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、プロジェクト期間中も受けない予定であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと。
- ⑧ 応募主体者は、空飛ぶクルマの運航予定事業者、パーティポート運営予定事業者を含むコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施するものとする。コンソーシアムにおける連携事業者も上記の④から⑦のいずれにも該当しないこと。なお、応募主体者は運航予定事業者、パーティポート運営予定事業者でも可能です。
- ⑨ 2027 年度に空飛ぶクルマを用いた商用運航が一定期間（数か月間を想定）に渡り実施可能な者（見込も含む）であること（航空運送事業許可（air operator's certificate: AOC）を取得可能、且つ我が国における型式証明（Type Certificate：TC）を取得済みの機体（取得見込み、取得予定も含む）を確保可能な者であること）。ただし、機体開発、法制度の整備状況等によりプロジェクト期間中に実現が不可能と明らかとなった場合についてはこの限りではない。
- ⑩ 「パーティポート整備指針」（令和 5 年 1 2 月 国土交通省航空局）に基づき、商用運航に対応可能なパーティポートの整備が可能な者であること。

## 4. 応募方法

### (1) 応募意向表明

#### ① 提出書類

- ・ 応募意向表明届（様式1）

※応募意向表明届は（URL:<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/sorajissou>）からダウンロードして下さい。

#### ② 提出期間

2025年4月30日正午まで

#### ③ 提出方法

電子メールでの提出をお願いします。お持ち込み、郵送は受け付けません。

提出先：政策企画局計画調整部プロジェクト推進課

提出先メールアドレス：[advanced-airmobility@section.metro.tokyo.jp](mailto:advanced-airmobility@section.metro.tokyo.jp)

件名：【空飛ぶクルマ実装プロジェクト応募意向表明】 貴社名

（例）【空飛ぶクルマ実装プロジェクト応募意向表明】〇〇会社

### (2) 応募受付

具体的な応募方法については、8月上旬ごろ公表予定です。

## 5. 採択事業者の選定

### (1) 選定スケジュール（予定）

最終的な公募受付開始は 2025 年 8 月上旬を予定しております。詳細については、本公募要領を更新のうえ、応募希望者等に通知のうえ、ホームページに公開いたします。

応募意向表明届の提出締め切り	2025 年 4 月 30 日（水）正午
応募希望者向けの事前説明会	2025 年 5 月 13 日（火）、14 日（水）、16 日（金） のいずれか指定する日時
質問の締切	2025 年 7 月末
応募受付開始・質問の回答公表	2025 年 8 月上旬
企画提案書等の提出締切	2025 年 8 月中下旬
提出書類の確認	2025 年 8 月下旬~2025 年 9 月上旬
プレゼン審査	2025 年 9 月中旬頃 ※会場、詳細日時は改めてお知らせします。
結果発表	2025 年 10 月上旬頃

- ・ 応募意向表明届の提出のあった事業者を対象に応募希望者説明会を実施いたします。
- ・ 応募希望者説明会において、東京都が想定する事業エリア等の説明を予定しております。
- ・ 応募受付開始まで、質問を受け付けます。回答については質問の回答公表の期日までに随時、ホームページ等で公開いたします。
- ・ 企画提案書類等の提出後、提出書類の確認を行います（別途、応募者に対して企画内容に関する質疑を行い、提出内容の一部変更を要求する可能性がある旨、留意すること。）。
- ・ プレゼン審査の会場・実施日時は提出書類の確認後、各応募者に別途連絡いたします（プレゼン審査の実施に際し、決定した実施日時におけるプレゼンテーションの体制確保に留意すること。）。
- ・ その他、プレゼン審査に関する詳細は 8 月頃ご案内いたします。
- ・ プレゼンテーションは WEB 会議システムを利用したオンラインで実施する可能性もある旨、留意すること。

## (2) 評価基準（案）

採択事業者の選定にあたっては、以下の評価基準（案）に基づき総合的に評価を行います。ただし、応募資格を満たさないと見なされた場合には、失格とします。なお、評価基準（案）は公募受付開始時の公募要項にて確定となります。

〔採択事業者の選定に伴う評価基準（案）〕

評価観点		評価基準（案）
① 公共性・ 目的適合性	都民の生活を豊かにし東京都の将来的な成長に資する事業内容であるか	(1) 東京都の基本的な戦略・政策（「2050 東京戦略」、重点政策方針等）を踏まえた内容であるか
		(2) 東京都の空飛ぶクルマ実装プロジェクトに示される将来目指す姿、本プロジェクトの事業スコープ等を踏まえた実証内容（実証エリア、実証時期等）が具体的に示されているか ※実証エリアについては離着陸場設置候補地の提案を含めること
② 計画性	本プロジェクトのゴール達成に向けて具体的な取組・手順が示されているか	(1) 事業の目的、及び事業の目的を踏まえた実施事項が明示されているか
		(2) 上記実施事項を推進するに際しての手順等が具体的に示されているか
③ 事業効果	東京都の経済の活性化や魅力度向上等に資する事業内容か	(1) 事業を通じて達成する目標及び年度ごとの目標について根拠を含めて記載されているか
		(2) 事業を通じて獲得しうる中長期的な効果が（定量・定性の両面から）明示されているか ※ 東京都にもたらされる経済的な効果や、社会課題の解決等について定量（市場規模・経済波及効果の算出等）、定性（解決される社会課題、魅力度が向上する根拠等）の両面から示すこと
④ 総額・ 費用内訳	事業推進上のコストが根拠を含めて示されており、コストに対して取り得る低減策が示されているか	(1) 事業の遂行に当たり必要な費用が年度ごとに細分化された形で明記されているか
		(2) 各費用項目に対する算出根拠が明示されると共にコストを抑える工夫が示されているか
⑤ 将来性・ 拡張性	事業期間 3 年終了後の事業の発展性が見込まれるか	(1) 2028、2029 年度の事業拡大に向けた施策・取組が手順を含めて具体的に示されているか
		(2) 上記の段階で想定される課題認識及び対応方針を具体的に明記できているか

⑥ 具体性・ 独自性		(1) 提案内容に想定される具体的なアウトプットが含まれ、妥当性が担保されているか ※ アウトプット例としてはサービスモデル(ユーザーニーズを踏まえたサービスモデル(案)が示されていること)、オペレーションシナリオ(運航・離着陸場等の一連のオペレーションを踏まえた前提(案)が設定されていること)等を想定
	本プロジェクトのゴール達成に向け事業内容が具体化されており、提案者独自の提案が含まれているか	(2) 提案内容に関連する事例等との差別化要素および、貴社独自の優位性が明示されているか
⑦ 実現 可能性	実施スケジュール	
	本プロジェクトのゴール達成に向けてタイムラインが示されているか	(1) 年度ごとの位置づけに応じた適切なマイルストーンが具体的に設定されているか (2) 年度ごとの具体的な実施内容が時系列で整理されており、十分な期間設定がなされているか
	実施体制	
	本プロジェクトのゴール達成に向けて体制が確立されているか	(1) 事業を円滑に遂行するための実施体制(代表・参画事業者)が具体的に提示されているか ※ 代表・参画事業者においては当該事業(空飛ぶクルマ)に関連する実績・専門性を有する組織・個人が含まれていること ※ 本プロジェクト期間内に我が国における型式証明(Type Certificate: TC)が取得済みの機体(取得見込み、取得予定も含む)を確保可能な者が体制上に含まれていること (2) 実施体制における各参画者の責任者、役割及び関係性が示されているか
	リスク管理	
事業推進上のリスクが可視化され、対応策について検討されているか	(1) 事業を推進するうえで、推進に影響を及ぼすリスクとなり得る要素・事象が具体的に明記されているか (2) リスクが顕在化しないための対策について具体的に示されているか (なお、現時点で既に実施済みの対応事項があれば記載すること)	

## 6. 採択後の留意点と契約

### (1) 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後に説明を行うものですが、あらかじめ次の点にご留意ください。

#### 事業の継続実施の判断

- ・ 事業の推進に際しては、有識者レビューを以って各年度の事業を評価するものとし、評価結果の如何によって次年度の事業の継続実施可否を判断いたします。
- ・ 当初計画が未達等の責任は、代表事業者に帰属します。

#### 成果に係る東京都への情報共有

- ・ 本プロジェクトの推進に際して設置構築する施設・設備等の資産に関しては、事業者に帰属します。
- ・ 一方で、事業の管理・監督、及び東京都における空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組を推進するために、補助事業者は（東京都による一般公開等が行われないことを前提に）成果に係る情報（一部営業に係る機密情報等を含む場合も想定）の共有を東京都に対して行う必要があります。

#### 補助対象事業・経費

- ・ 本プロジェクトで活用する空飛ぶクルマの機体の購入費用は、補助対象外とします。

### (2) 補助金申請について

- ・ 交付期間は、交付決定日から各年度 3 月 31 日までを想定しています。毎年度に年度末までの契約を締結することを想定しています。
- ・ 本プロジェクトの応募者は、企画提案書の提出と併せて補助金申請を提出していただきます。なお、プロジェクト採択が決定した事業者に対して、補助金交付決定を行います。書類に不備がある場合や、条件が合致しない場合には、補助金交付決定ができず、事業の開始が遅れる場合もありますのでご注意ください。  
※提出いただく申請資料については、空飛ぶクルマ実装プロジェクト（Ⅰ期）補助金要綱に基づく、各種様式となります。
- ・ 応募主体者が事業の一部を契約により連携事業者に委託する場合は、東京都と応募主体者との契約に準拠した形で、同様の書類の提出を求めます。

### (3) 知的所有権の帰属

本プロジェクトを実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、契約書に定められた関連条項を遵守していただくことを条件に、採択事業者とすることができます。また、採択事業者と連携事業者との再委託に係る知的所有権の帰属先に

ついても、同様に条件により連携事業者とすることができます。

<参考>本プロジェクトにおける成果物とその権利帰属に関して

- ① 本プロジェクトの成果報告書は、権利帰属先を東京都といたします。
- ② 本プロジェクトを契機に開発したプロダクト（本プロジェクトを契機に既存のプロダクトをカスタマイズした場合を含む）は、採択事業者が既に有しているものがベース（留保成果物）となることから、権利帰属先は採択事業者とします。
- ③ 本プロジェクトを通して得られたデータの権利帰属先は採択事業者とするが、都及び支援事業者の要請に応じて、成果報告・普及活動等における利用を許諾するものとする。ただし、その際の各種データの取り扱いに関しては、データ授受の方法を含め、取り扱い方を協議するものとする。

## 7. 問い合わせ

本プロジェクト、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合、ホームページ（URL：<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/sorajissou>）から質問票フォーマット（様式3）をダウンロードして頂き、質問票フォーマットに連絡先及び質問事項を記載の上、質問票をメールにて以下問い合わせ先のメールアドレスにお送り下さい。問い合わせの受付期間は2025年7月末までとします。

問い合わせ内容につきましては検討・確認の上、原則、応募希望者説明会または以降ホームページ（URL：<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/sorajissou>）にて回答を随時掲載させていただきます。

尚、2025年10月以降に、採択事業者、都の関係部局等との協議を経て、本プロジェクトの対象者、実施場所、実施体制・役割分担、スケジュール等の詳細を決めていく事を想定していますので、本プロジェクトに係るそれらの詳細に関する問い合わせについてはご回答しかねる旨、ご理解頂きますよう、お願い致します。

<問い合わせ先>

提出先：政策企画局計画調整部プロジェクト推進課

提出先メールアドレス：[advanced-airmobility@section.metro.tokyo.jp](mailto:advanced-airmobility@section.metro.tokyo.jp)

件名：【空飛ぶクルマ実装プロジェクトに関わる問い合わせ】 貴社名

（例）【空飛ぶクルマ実装プロジェクトに関わる問い合わせ】 ○○会社

以上